

令和4年1月1日から「眼の障害」の障害認定基準が一部改正されます

令和4年1月1日から、障害年金の審査に用いる眼の障害の障害認定基準が一部改正されます。主な改正内容は、以下のとおりです。

1 障害認定基準の改正

○ 視力の障害認定基準

「両眼の視力の和」から「良い方の眼の視力」による障害認定基準に変更されます。

○ 視野の障害認定基準

これまでのゴールドマン型視野計に基づく障害認定基準に加えて、現在広く普及している自動視野計に基づく障害認定基準が取り入れられます。

具体的には、求心性視野狭窄や輪状暗点といった症状による限定をやめて、測定数値により障害等級を認定するよう変更されます。

これまでの障害認定基準（2級・障害手当金）に加え、1級・3級に関する障害認定基準の規定が追加されます。

2 診断書様式

視力・視野の障害認定基準の改正に伴い、診断書様式が改正されます。

3 実施時期

令和4年1月1日

詳しくは、以下のリーフレット「令和4年1月1日から「眼の障害」の認定基準が一部改正されます」をご確認ください。

また、眼の障害で2級又は3級の障害年金を受給されている方については、「眼の障害」の障害認定基準の改正により障害等級が上がる可能性があります。

そのため、障害等級が上がり、障害年金額の増額を希望される場合には、令和4年1月以降に額改定請求のお手続を行ってください。

詳しくは、以下のチラシ「「眼の障害」の障害認定基準の改正による額改定請求のご案内」をご確認ください。



令和4年1月1日から
「眼の障害」の認定基準が一部改正されます

[リーフレットを見る](#)



「眼の障害」の障害認定基準の改正による額改定請求のご案内

[チラシを見る](#)